

## 阿賀野都市計画地区計画の決定（阿賀野市決定）

阿賀野市千刈西地区地区計画を次のように決定する。

名 称		千刈西地区
位 置		阿賀野市保田の一部
面 積		約 5.7 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、国道 49 号安田バイパス沿道の工業地の後背地にあたり、沿道工業地に連担した乳製品製造販売関連施設が立地するほかは農地が残存している。安田地区の人口は緩やかに減少する傾向にあり、農地の宅地化は期待できない状況にある。</p> <p>当地区は、乳製品製造販売関連施設の立地により、市の重要な観光拠点としての役割を果たしており、産業活動がしやすい都市づくりに向け、地域活力の維持の視点も踏まえた土地利用のあり方を検討することとしている。</p> <p>このため、地区計画を定めることにより、周辺土地利用との調和を図りつつ、土地の有効活用の推進と地域活力の維持・向上を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	良好な市街地環境の形成を図るため、危険性や環境を悪化させるおそれの少ない工業系土地利用の誘導を図るものとする。
	建築物の整備方針	良好な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を定め、本地区の土地利用を適切に誘導する。
	緑化の方針	良好な市街地環境の形成を図るため、敷地内には樹木、芝生、草花等を植栽することにより、地区全体の緑化に努めるものとする。
地区整備計画	位 置	阿賀野市保田の一部
	面 積	約 5.7 ha
	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>3. カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>4. 劇場、映画館、演芸若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</li> <li>5. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> </ol>
壁面の位置の制限	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面から市道横町千刈線までの距離は 2.0m 以上でなければならない。	

「区域は計画図表示のとおり」

（理 由）

良好な市街地環境を形成し、本地区にふさわしい合理的かつ健全な土地利用を誘導するため、地区計画を決定する。